



鳥取県公報

平成 25 年 8 月 30 日 (金)
第 8 5 2 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特別保護地区の区域の指定予定 (648) (緑豊かな自然課) 2
	とっとりバイオフィロンティアの利用料金の一部改正 (649) (経済産業総室) 2
	種畜証明書の交付 (650) (畜産課) 4
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (651) (治山砂防課) 4
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (652) (会計指導課) 5
	開発行為に関する工事の完了 (653) (西部総合事務所生活環境局) 5
	建築基準法による道路の位置の指定 (654) (東部生活環境事務所) 6
◇ 公 告	森林法による開発行為の変更許可 (東部農林事務所) 6

告 示

鳥取県告示第648号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、三徳山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区の区域を指定する予定であるので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該区域の住民及び利害関係人は、平成25年9月12日までに、知事に縦覧に供された案についての意見書を提出することができる。

平成25年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 特別保護地区の名称
三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区
- 2 三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区の区域
三徳山鳥獣保護区の区域のうち、東伯郡三朝町大字三徳字三徳頭1010、1011-1及び1011-2の区域（文殊堂、地藏堂、鐘楼堂、納経堂、観音堂、元結掛堂、不動堂、投入堂及び愛染堂の敷地を除く。）（面積50ヘクタール）
- 3 存続期間
平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (1) 指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的
この区域は、東伯郡三朝町の東部に位置し、三徳山三佛寺の修行の場として手つかずの天然林が維持されており、標高270～600メートルの間に暖帯の常緑広葉樹と冷温帯の落葉広葉樹及び常緑針葉樹が混成し、特有の多様な森林環境を形成している。シシンランや固有種と言われるミトクナデシコ等の希少植物も多くみられる豊かな自然を有する地域で、多様な鳥獣が生息しており、当該区域を特別保護地区に指定し、もって鳥獣の保護を図ろうとするものである。
- 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所
鳥取県生活環境部緑豊かな自然課及び中部総合事務所生活環境局生活安全課
- 6 1から4までに掲げる事項の縦覧期間
平成25年8月30日から14日間

鳥取県告示第649号

平成23年鳥取県告示第162号（とっとりバイオフィロントニアの利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、とっとりバイオフィロントニアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき平成25年8月30日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成25年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1・2 略	1・2 略
別記 1	別記 1
1 一般機器	1 一般機器
クリーンベンチ	クリーンベンチ
安全キャビネット	安全キャビネット
ドラフトチャンバー	ドラフトチャンバー
オートクレーブ	オートクレーブ
	<u>乾熱滅菌乾燥機</u>
小型冷却遠心機	小型冷却遠心機
スイング型冷却遠心機	スイング型冷却遠心機
大型遠心分離機	大型遠心分離機
遺伝子導入装置	遺伝子導入装置
倒立型蛍光顕微鏡	倒立型蛍光顕微鏡
倒立型生物顕微鏡	倒立型生物顕微鏡
実体顕微鏡	実体顕微鏡
生物顕微鏡	生物顕微鏡
オールインワン顕微鏡	オールインワン顕微鏡
ゲル撮影装置	ゲル撮影装置
微量サンプル計測設備	微量サンプル計測設備
P C Rマシン	P C Rマシン
分光光度計	分光光度計
2 専門機器	2 専門機器
リアルタイム P C R	リアルタイム P C R
パラフィン包埋ブロック作製装置	パラフィン包埋ブロック作製装置
マイクロトーム	マイクロトーム
遺伝子抽出装置	遺伝子抽出装置
感染防止対策用クリオスタット	感染防止対策用クリオスタット
プレートリーダー	プレートリーダー
マイクロダイセクション	マイクロダイセクション
共焦点顕微鏡	共焦点顕微鏡
染色体解析専用顕微鏡	染色体解析専用顕微鏡
小型動物麻酔器	小型動物麻酔器
動物組織固定装置	動物組織固定装置
密閉式自動固定包埋装置	密閉式自動固定包埋装置
バイオサンプル粉碎装置	バイオサンプル粉碎装置
全自動万能型回転マイクロトーム	全自動万能型回転マイクロトーム
	<u>パラフィン溶融器</u>
パラフィン伸展器	パラフィン伸展器
インキュベータ顕微鏡	インキュベータ顕微鏡
超遠心分離機	超遠心分離機
血液生化学分析機	血液生化学分析機
多検体サンプル粉碎器	多検体サンプル粉碎器

発光ライブセルイメージングシステム 培養細胞リアルタイム発光計測装置 化学発光・蛍光検出機 超音波サンプル粉碎器 セルアナライザ 高感度冷却 CCD カメラ プログラムフリーザー 別記 2 薬用冷蔵ショーケース 薬用保冷庫 超低温フリーザ フリーザ 細胞保存用液体窒素タンク 別記 3 冷却小型振とう培養器 冷却大型振とう培養器 大腸菌培養用インキュベーター CO ₂ インキュベーター 乾熱滅菌乾燥機 パラフィン溶融器	発光ライブセルイメージングシステム 培養細胞リアルタイム発光計測装置 化学発光・蛍光検出機 超音波サンプル粉碎器 セルアナライザ 高感度冷却 CCD カメラ プログラムフリーザー 別記 2 薬用冷蔵ショーケース 薬用保冷庫 超低温フリーザ フリーザ 薬品器具棚 細胞保存用液体窒素タンク 別記 3 冷却小型振とう培養器 冷却大型振とう培養器 大腸菌培養用インキュベーター CO ₂ インキュベーター
--	--

附 則

この告示は、平成25年8月30日から施行する。

鳥取県告示第650号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成25年8月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	種類及び品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
11381947 823	砂嵐	肉用牛 黒毛和種	平成24年 4月3日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	百合茂	れみ	2級	東伯郡琴浦町 鳥取県農林総合研究所畜産試験場

鳥取県告示第651号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

山滝谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱14号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱14号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市河原町片山字上土居139- 2	1 号
鳥取市河原町片山字上土居140- 1	2 号
鳥取市河原町片山字上土居142	3 号
鳥取市河原町片山字上土居127	4 号
鳥取市河原町片山字上土居128	5 号
鳥取市河原町片山字虱ヶ巣814	6 号
鳥取市河原町片山字虱ヶ巣812	7 号
鳥取市河原町片山字山滝谷819- 1	8 号
鳥取市河原町片山字山滝谷819- 2	9 号
鳥取市河原町片山字切岩1043- 2	10号
鳥取市河原町片山字切岩1044	11号
鳥取市河原町片山字切岩574- 2 地先水路	12号
鳥取市河原町片山字村ノ前570- 4	13号
鳥取市河原町片山字切岩1044	14号

鳥取県告示第652号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成25年 8 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
平成25年 8 月30日	米子市加茂町一丁目 1 (米子市役所内)	株式会社山陰合同銀行米子市役所出張所

鳥取県告示第653号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により告示する。

平成25年 8 月30日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 開発許可の年月日及び番号

平成25年 6 月26日 鳥取県指令第201300055757号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市西福原二丁目 5 - 2
新晃不動産有限会社 代表取締役 岩本 旭

鳥取県告示第654号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県東部生活環境事務所建築住宅課において縦覧に供する。

平成25年 8 月 30 日

鳥取県東部生活環境事務所長 野 間 田 憲 昭

指定位置	指定年月日	道路の幅員及び延長
一般県道155号網代港岩美停車場線 (岩美郡岩美町大字浦富下前田603-2の一部~岩美町大字浦富出逢1104-8の一部)	平成25年 8 月 30 日	幅員 16.0~17.5メートル 延長 440.0メートル

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 8 月 30 日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	変更後の内容				開発行為の変更の許可年月日
				土地の面積			開発行為の工期	
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
有限会社松建工業 代表取締役 松川 敏之	鳥取市津ノ井610	鳥取市細見地内	土石等の採掘	3.7648ヘクタール	3.5211ヘクタール	2.0765ヘクタール	平成22年 8 月 11日から 平成28年 8 月 10日まで	平成25年 8 月 8 日